



令和7年4月30日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市国民健康保険運営協議会

会長 広瀬 伸一

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく、令和9年度保険税水準の準統一に向けた本庄市国民健康保険税の賦課方式及保険税率の改正について
（答申）

令和6年4月16日付け本保発第24号にて諮問のありました下記事項について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

記

諮問事項

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく、令和9年度保険税水準の準統一に向けた本庄市国民健康保険税の賦課方式及保険税率の改正について

答 申 書

本庄市国民健康保険運営協議会は、令和6年4月16日に市長から諮問を受けた埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく、令和9年度保険税水準の準統一に向けた本庄市国民健康保険税の賦課方式及び保険税率の改正について、慎重に検討を重ねてきた。

国民健康保険は、国の制度改革により平成30年度から都道府県単位の運営に移行し、国民健康保険法に定める都道府県運営方針により県と市町村の共通認識のもと国保事業を実施することとなった。

令和5年12月に策定された埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）では、令和12年度に保険税の県内完全統一を目指し、令和9年度からは各市町村は埼玉県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定することとされている。また、実際の税率と乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改定を行う必要がある。

本庄市国民健康保険は、平成25年度の税率改定以降、健全運営を保ってきたが、埼玉県全体の運営に移行した現在、近年の社会情勢の変化等により被保険者数は減少しているものの、医療の高度化等により医療費は増加傾向にあり、埼玉県へ納付する国保事業費納付金も一人当たりの金額は増加している。そのため、埼玉県の示す標準保険税率と本市の現行税率との乖離は年々大きくなっている状況である。また、令和9年度の準統一まで間がないこと、令和12年度には完全統一を控えていることを考慮せざるを得ない。

以上のことから本協議会は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく、令和9年度保険税水準の準統一に向けた本庄市国民健康保険税の賦課方式及び保険税率の改正について、下記のとおり答申する。

記

1. 賦課方式及び保険税率について

- (1) 本市がこれまで採用していた4方式（所得割・均等割・資産割・平等割）の賦課方式のうち、資産割は居住市町村内の所有資産のみを対象としており不公平論があるほか、近年では所得を生まない自己居住資産が多くなっ

ていること、また、1世帯単位で賦課される平等割は、単身世帯が多くなっている近年の状況においては、不平等感が否めないことから、埼玉県国民健康保険運営方針では資産割及び平等割を採用しないこととしている。本市においてもこれに倣い、2方式（所得割・均等割）での賦課を実施することが望ましい。

(2) 保険税率については、令和9年度の準統一の前に現行税率との乖離を段階的に縮小する必要があることから、まず令和8年度に税率改定を行うことが望ましい。

その際、埼玉県から提示された令和6年度標準保険税率を本市の令和8年度の税率とし、2方式での賦課を実施することが望ましい。

なお、令和8年度に予定されている子ども子育て支援納付金に係る制度改正についても合わせて実施されたい。

(3) 令和9年度以降は埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に設定されているとおり、埼玉県が提示する標準保険税率どおり税率改定を行うことが望ましい。

2. 付帯意見

(1) 埼玉県の算定する標準保険税率は、被保険者の保険給付費等が大きく影響することから、被保険者の健康意識を高める保健事業の実施等、被保険者の健康寿命の延伸による長期的な視点に立った保険給付費の抑制に努められたい。

(2) 保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものである。受益と負担の公平性や安定した財政運営の確保のため、滞納発生未然防止や滞納者へのきめ細かい収納対策を講じ、収納率の向上に積極的に努められたい。

(3) 被保険者に対し税率改定の必要性について、広報紙やホームページ等において十分な周知の徹底を図られたい。